

# 平成22年度 地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）実施要綱

上川総合振興局長

## 第1 趣旨

平成22年度地域づくり総合交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づき、地域づくり総合交付金における特定課題対策事業の交付に関し、必要な事項を定める。

## 第2 交付対象者

- 1 制度要綱第2の3に規定する交付対象者のうち、第3の1の(3)に規定する流木処理対策事業を実施する市町村については、複数の市町村で構成する協議会等を含むものとする。
- 2 前項のほか、第3の3に規定するエゾシカ被害防止緊急捕獲事業における交付対象者については、別紙1の定めるところによる。

## 第3 交付対象事業

- 1 制度要綱第3に規定する交付金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
  - (1) 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業
  - (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業
  - (3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業で次の表に定める事業

区 分	対 象 事 業
流木処理対策事業（ハード系事業）	海岸保全区域内の保全施設がないエリアにおいて実施される事業で、漂着流木を沿岸などから押し上げ、集積、固定するなど2次被害を回避するための事業（運搬及び処分等の処理は除く。）。ただし、これ以外のエリアで実施される事業であっても、緊急やむを得なく、地域自らが対応しなければならない場合で上川総合振興局長が特に必要と認める事業は対象とする。 なお、当該事業を実施する場合において、海岸の形状などから、その場に集積することが困難な場合に限り、近隣の集積場に一時保管する際の運搬も対象とすることができる。

- 2 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として対象外とする。  
ただし、前項の(1)及び(2)の事業については、特に必要と認められる場合に国の補助金等の交付対象となる事業であっても対象とすることができるものとする。
- 3 1の(1)の事業のうち、エゾシカ被害防止緊急捕獲事業の交付対象となる事業は、別紙1のとおりとする。

## 第4 交付対象経費

制度要綱第4に規定する交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。ただし、第3の1の(3)に規定する事業の実施に必要な不可欠な経費であると上川総合振興局長が認める場合にはこの限りでない。

なお、エゾシカ被害防止緊急捕獲事業の交付対象経費は、第4の規定にかかわらず、別紙1のとおりとする。

## 1 ハード系事業

- (1) 事務費、調査費及び設計監督費（地盤調査及び設計監督の外部委託費を除く。）
- (2) 施設撤去費（改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経費を除く。）
- (3) 造成費（整地費を含む。）及び用地取得費（グラウンド又は公園等の整備事業において、事業の本体的な部分となっている造成費を除く。）
- (4) 備品購入費（備品単体でも地域活性化事業債等の対象となるものを除く。）

## 2 ソフト系事業

- (1) 賃金（事務補助に係るもの）及び職員費
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費（事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合は、当該事業の交付対象経費の5分の1を限度に対象とする。なお、備品をリース等により対応する場合の経費の割合についても同様とする。）
- (4) 用地取得費
- (5) 工事請負費（事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合を除く。ただし、既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）

## 第5 交付金の限度額

- 1 制度要綱第5の3に規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

区 分	交 付 金 の 額	
	上 限 額	下 限 額
流木処理対策事業	100万円 （複数の市町村が共同で行う事業については200万円）	10万円

- 2 前項のほか、エゾシカ被害防止緊急捕獲事業の限度額は、別紙1のとおりとする。

## 第6 交付金額の算定

- 1 交付税措置のある地方債を利用する事業に係る交付金の上限額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内とする。ただし、当該事業の内容、道の重要施策との関係、交付対象者の財政状況等を勘案して、知事が特に必要と認める場合には、次により取り扱うことができるものとする。
  - (1) 第3の1の(1)に該当する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除しないことができる。
  - (2) 第3の1の(2)に該当する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内で交付することができる。
- 2 前項の場合の交付金額は、当該地方債を満度に充当したものと見なして算出するものとする。ただし、同項ただし書により当該地方債の額を控除しない事業については、適用しない。
- 3 国の補助金等の交付を受けて実施する事業に係る交付金額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該国庫補助金等の額を控除して算出するものとする。

## 第7 事業計画に添付する関係書類

- 制度要綱第7の2及び3に規定する関係書類は、次のとおりとする。

## 1 ハード系事業

事業計画に添付する関係書類は、別記第1号様式の地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）事業実施概要書とする。

## 2 ソフト系事業

事業計画に添付する関係書類は、別記第2号様式の地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）事業実施概要書とする。

## 第8 交付金の交付申請、交付決定等

制度要綱第8の1に規定する関係書類は、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号出納長通達）に定める「補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等」の告示（以下「事業告示」という。）で示すものとする。

## 第9 交付の条件

制度要綱第9に規定する交付条件については、次のとおりとする。

1 制度要綱第9の1の(2)に規定する事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合に限り、上川総合振興局長の承認を不要とする。

2 制度要綱第9の1の(5)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまで、上川総合振興局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 制度要綱第9の1の(8)に定める交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

## 第10 交付事業遂行状況報告

上川総合振興局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して、別記第3号様式により上川総合振興局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該職員に調査をさせるものとする。

## 第11 実績報告

制度要綱第12に規定する関係書類は、事業告示で示すものとする。

## 第12 その他の取扱い

1 上川総合振興局長が、第4のただし書により交付対象経費等の特例を認める場合には、事業の目的、内容、効果等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

2 上川総合振興局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

3 上川総合振興局長は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該上川総合振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をすること。）を添付することをもって確認することができるものと認められる場合は、この限りではない。

平成 22 年度 地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）  
実施要綱 別紙 1

エゾシカ被害防止緊急捕獲事業に係る特例  
（実施要綱第 2 の 2、第 3 の 3、第 4、第 5 の 2 関係）

対象事業・対象者	<p>市町村が作成する「鳥獣被害防止計画」（以下、「計画」という。）に基づき実施するエゾシカ捕獲等の事業であって、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の間に着手、完了した次に掲げる事業（計画未策定市町村にあっては、平成 22 年度内に計画を策定する場合は対象とする。）</p> <p>1 市町村等単独型捕獲事業          (1) 単一の市町村等が実施する捕獲事業（残滓処理を含む。）で、平成 21 年度捕獲実績と平成 22 年度当初目標のどちらか高い方を基準として、新たに捕獲頭数を追加して実施する捕獲事業          (2) 上記の対象事業のうち、平成 22 年度当初目標において 20% 以上の上積みを行ったと認められる場合に限り、平成 21 年度の捕獲実績頭数を上回る分の捕獲事業          &lt;対象者&gt;          市町村及びエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る。）</p> <p>2 広域型捕獲事業          複数の市町村が連携して実施する捕獲事業（残滓処理を含む。）          &lt;対象者&gt;          エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（複数の市町村が構成員として含まれている協議会等に限る。）</p>														
対象経費	<p>(1) 賃金（捕獲事業に従事するものに限る。）          (2) 報償費（ガイドハンター手当のほか捕獲奨励金は、市町村が定めている額を限度）          (3) 委託料（猟友会への駆除契約）          (4) 使用料（スノーモービル、無線機借上等）          (5) 車両燃料費（ハンター輸送用等）          (6) 残滓ステーション購入費          (7) くくりわな購入費          (8) 技術講習会経費（くくりわなに関する講師謝金、旅費に限る）          (9) 捕獲物処理費（くくりわなに係る止めさしに限る）          (10) 残滓運搬料          (11) 残滓処理料          (12) その他上川総合振興局長が特に必要と認める経費</p>														
限度額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">上限額</th> <th rowspan="2">下限額</th> </tr> <tr> <th>捕獲頭数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">単一の市町村等</td> <td>1～199頭</td> <td>100万円</td> <td rowspan="3">10万円</td> </tr> <tr> <td>200～499頭</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>500頭以上</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、広域型捕獲事業の上限額は、上記による参加市町村毎の上限額の合計額とする。</p>	区 分	上限額		下限額	捕獲頭数	金 額	単一の市町村等	1～199頭	100万円	10万円	200～499頭	200万円	500頭以上	300万円
区 分	上限額		下限額												
	捕獲頭数	金 額													
単一の市町村等	1～199頭	100万円	10万円												
	200～499頭	200万円													
	500頭以上	300万円													